

# 令和6年第8回教育委員会会議記録

令和6年7月31日（水）

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 令和7年度から使用する中学校用教科用図書の採択について
- 日程第 3 報告第1号 八雲町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について
- 日程第 4 報告第2号 八雲町学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について
- 日程第 5 報告第3号 令和5年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について
- 日程第 6 報告第4号 令和5年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について
- 日程第 7 その他

## ◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委員	羽 田 圭 吾
委員	神 原 伸 哉
委員	福 田 浩 子
委員	石 岡 美 香

## ◎出席した説明者

学校教育課長兼 学校給食センター所長	三 坂 亮 司
学校教育課参事	池 田 忠 寛
学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	阿 部 任 敏
社会教育課長兼図書館長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	若 山 晋 悟
体育課長	伊 藤 勝
学校給食センター一次長	鈴 木 ゆかり

【開会 午前10時00分】

### ◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和6年第8回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。  
本日の出席者は5名です。定足数の出席を認めます。よって、令和6年第8回八雲町教育委員会会議を開会いたします。  
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

### ◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員に、神原伸哉委員を指名いたします。

### ◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「令和7年度から使用する中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それではご説明いたします。議案書1ページからになります。

市町村立の小・中学校で使用する教科書の採択の権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項により市町村教育委員会にあります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定により、採択に当たっては市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を採択地域として設けることとなっており、同条第5項の規定により、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択することとされております。

採択地区とは、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定することとなっております。

八雲町は、渡島管内の函館市を除く1市9町で構成する北海道第2教科用図書採択地区に属しており、構成市町の教育委員会の教育長で組織する北海道第2地区教科書採択教育委員会協議会を設置し、地域内の実態に応じた教科用図書を決定するための協議を本年5月から行なっております。

また、協議会は教科用図書に関する専門的な調査研究を行なわせるため、採択地区内の市町立学校の校長、教頭、教諭及び学識経験者等からなる選定委員会を設置し、6月から3回の選定作業を行なっております。

7月23日に開催された協議会で選定委員会より教科用図書の調査研究作業の経過及び報告があり、協議会において令和7年から使用する教科用図書を決定したもので、決定した各教科用図書及びその理由は、議案書2ページ及び3ページに記載のとおりであります。

個々の教科書の採択理由の説明は省略しますが、選定経過を踏まえ、提案のとおり令和7年度から使用する中学校用教科用図書の採択について議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

### ◎日程第3 報告第1号

○教育長 日程第3 報告第1号「八雲町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは、説明いたします。議案書4ページをご覧ください。

学校職員の在宅勤務については、これまで新型コロナウイルス感染症対策に限って実施しておりましたが、この度、道立学校職員について職員の希望に応じて在宅勤務を可能とするため、新たに在宅勤務実施要領が本年7月4日から施行され、市町村立学校職員については、各教育委員会において対応を検討するよう北海道教育委員会から7月4日付で通知があったところです。

八雲町教育委員会では、道の在宅勤務要領を踏まえ、管内自治体の状況や校長会からの意見を参考に、この夏季休業から対応できるよう7月19日付で八雲町立学校職員の在宅勤務実施要領を制定したものです。

それでは要領の主な内容についてご説明いたします。議案書5ページをお開き願います。

この要領は、その対象を第1条で、町が会計年度任用職員として採用し配置している事務補や公務補を除く職員とし、令和5年度から導入した八雲小学校へ配置している少人数学級教職員を含んでおり、職員の希望・申請を前提とすることとしております。

在宅勤務をできる場所については、第2条で職員の自宅もしくは配偶者及び二親等以内の親族が住居する住宅としております。

実施できる期間は、第3条、第4条で夏季休業および長期休業の期間とし、原則として連続して5日までとしております。

これらの条件のもと、学校長が職員から在宅勤務実施の申請を受けた場合、第6条のとおり校務等への影響等を総合的に勘案し、支障がないと認める場合に実施できることとしております。

また、議案書6ページの第9条、第10条にあるとおり勤務時間内の1部について在宅勤務も可能であり、勤務時間中に私用のため勤務を一時中断する場合は、年次休暇を取得して実施することできることとしております。

議案書7ページに移ります。実際に在宅勤務をする場合は、第12条にあるとおり、勤務開始及び終了について、電話又はメール等により校長へ報告することとし、勤務の状況や成果物等について適切に報告する必要がある、在宅勤務を実施した直後の出勤日に別に定める報告書により校長へ報告することとしております。

個人情報の取扱い、持ち帰りできる文書、校務用パソコンや指導用端末であるクロムブック等の扱いは第14条から第16条で定め、個人情報などの情報流出の防止について定めております。

附則としてこの要領は、令和6年7月19日からとし、この夏季休業期間から実施できることとしております。

なお、この要綱制定に伴い、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における八雲町立学校職員の在宅勤務実施要領は廃止しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○羽田委員 在宅勤務というのは、どのような場合が想定されるのでしょうか。

○学校教育課長 在宅勤務が想定されるものですが、例えば教材作成であったり、自宅のパソコンでなければ準備できないものであったりというものを想定しています。

○教育長 補足いたします。以前は、教員の長期休業については自宅研修というものでずっと長く権利のようにやってきた部分もあるのですが、現在は、学校外での研修については、事前の計画書の作成や終わった後の報告書の作成など厳しい形になっています。自宅での研修は、必要ないのではという考え方になってきました。そこで、研修とは線を引いて、在宅勤務という形で学級だよりを作成したり、最近ではICTで子どもたちに見せたりするために、先生方は授業時間外で色々な教材を作成しています。この秋から冬にかけて活用するようなものを、夏休みの期間中に自宅で作成するというようなことが考えられます。

個人情報危険もありますので、この部分は八雲町で作成しているセキュリティの要領に沿って進めていますが、どちらかというと個人情報を取り扱う書類というよりも授業で活用できる教材準備をしっかりしてほしいと考えていますし、そのように活用しています。よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

#### ◎日程第4 報告第2号

○教育長 日程第4 報告第2号「八雲町学校部活動地域移行検討協議会設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 それでは説明します。議案書9ページになります。

国は、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、令和5年度から7年度を改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の地域活動への移行実現を目指すこととされました。

当町におきましても、八雲町の子どもたちが将来にわたり運動やスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる環境の整備に向け、八雲町立中学校における部活動の適切で持続可能な環境の構築を目指し、部活動の段階的な地域移行の方向性を検討する八雲町部活動地域移行検討協議会を設置するため、設置要綱を制定したものです。

制定した要綱は、議案書10ページのとおりであり、概要につきましては、第2条で協議、検討をする内容を定めています。

第3条には設置期間を定め、令和8年3月31日までとしています。

第4条には協議会の構成を定め、記載の団体等12名以内で組織するものです。

なお、附則としてこの要綱は令和6年5月20日から施行することとしております。以上、説明いたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○福田委員 今回、この要綱が制定されて、これから12人の委員を選定して進めるということでしょうか。

○体育課長 委員については、既に選定されておりまして、第1回の会議を7月16日に開催しております。以降、これから年5回程度の会議を開催する予定でございます。

○教育長 補足いたしますと、報告のタイミングが遅れて大変失礼いたしました。委員につきましては、教育長が委嘱することとなってございまして、委員を決めさせていただいて、第1回会議を開催したところでございます。

よろしいでしょうか。他にございませんか。

○神原委員 地域に移行した場合は、もう学校は部活動に対して、ノータッチになるということでしょうか。

○体育課長 今後、学校と協議することになりますが、将来的には学校から離れていくものと考えてございますが、当面の間は学校と連携しながら進めていくと考えております。

○教育長 補足しますが、まずは土日の部活の実施を引き受けてくれる外部指導者がいるのかどうかということが先になってくると考えております。平日の活動は、学校の先生方をお願いしながら続けていくのが、まずは八雲町の形ではないかと考えております。

また、別の機会にもう少し詳しく説明させていただきます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第2号は報告済みといたします。

### ◎日程第5 報告第3号

○教育長 日程第5 報告第3号「令和5年度八雲町立中学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書12ページからになります。

具体の進路状況について、議案書13ページをご覧ください。

まず中学卒業生数ですが、令和5年度は115名と昨年の88名と比較し27名多くなっております。令和4年度が卒業生の少ない年でした。

進学状況ですが、八雲高校への進学者は町内全体で普通科へ56名、総合ビジネス科へ9名、合計65名が進学しております。

前年度は普通科52名、総合ビジネス科3名、合計55名の進学でありました。八雲高校への進学率は、56.5パーセントとなっており、前年度の62.5パーセントと比較すると6パーセントの減となっております。

八雲高校以外の国公立の高校へは29名が進学しており、私立高校には20名が進学しております。前年度は国公立高校13名、私立高校11名の進学となっております。

私立高校への進学者は、一般入試のほか、各種部活動での活躍により推薦入学をした生徒も多数おります。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第3号は報告済みといたします。

### ◎日程第6 報告第4号

○教育長 日程第6 報告第4号「令和5年度八雲高等学校卒業生の進路決定状況について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○学校教育課長 それでは説明いたします。議案書14ページからになります。

15ページには進路の決定状況の集計を、16ページには進路先の一覧を掲載してございます。

具体の進路状況について、16ページをご覧ください。まず進学状況ですが、大学については、国公立には小樽商科大学へ2名、札幌医科大学と弘前大学にそれぞれ1名が、私立大学には12名、合わせて16名が進学しております。短大には3名、看護学校は2名、専修学校・各種学校には29名が進学しており、大学等への進学は合計で50名となっております。

就職状況につきまして、公務員は、八雲町役場、公立小中学校事務職員、北海道警察、航空自衛隊にそれぞれ1名の合計4名であり、民間企業については、町内外合わせて19名が就職し、公務員、民間企業あわせて23名が就職してございます。

資料16ページは、過去3年間の進学先、就職先一覧で、人数欄は、令和5年度を含んだ過去3年間の人数が集計されております。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第4号は報告済みといたします。

### ◎日程第7 その他

○教育長 日程第7 その他ですが、事務局から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

### ◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもって、令和6年第8回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時22分】